

送信日時：2005年09月06日(火)10時32分03秒

[公開草案]

企業会計基準公開草案第8号,企業会計基準適用指針公開草案第11号

法人名：
部署：
役職：
名前：野村嘉浩
電話番号：
メールアドレス：

コメント：

?適用時期につき、中間計算書についても会社法施行期日以後終了する中間会計期間からの適用を希望する。

会計基準(案)の適用時期につき、中間計算書については、会社法施行期日以後終了する事業年度の翌中間会計期間からと規定されているが、中間会計期間だけ先送りする理由が不明である。会社法施行期日以後終了する中間会計期間からの適用を希望する。

?株主資本以外の各項目の当期変動額の記載において、特に少数株主持分について詳細な開示を希望する。

会計基準(案)では、株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額記載を原則としている。しかし、少数株主持分の増減内訳につき、少数株主損益、評価・換算差額等の増減のうち少数株主持分に振り替えた金額、振り替えた後に損益に振り返られた(リサイクルされた)金額については、開示を希望する。

この開示があることにより、財務諸表利用者サイドで、支配持分、非支配持分それぞれに係る包括利益の算定が可能になると考えるからである。

?変動計算書の名称を「(連結)純資産変動計算書」とすることを希望する。

今回導入を予定している変動計算書は、あくまでも純資産を範囲として、その変動を報告させるものである。変動の報告様式は、純資産のうちの株主資本と株主資本以外で異なることを提案しているようだが、範囲が純資産である以上、(連結)純資産変動計算書とするほうが、誤解が少ないものとする。敢えて「株主資本等」という必要性は乏しい。

?他の基準の文言修正を同時に行うことを希望する。

今回の提案は、企業会計原則、連結財務諸表原則をはじめとする企業会計審議会から提示されている現行会計基準の文言の修正を必要とするものとするものとする。

会計基準（案）では、この基準案の取り扱いが優先することを定めてはいるものの、時機を見て、旧来の会計基準の文言修正をすべきものとする。

例えば、13 項において、損益計算書の末尾を当期純利益とする旨を定めているが、これは企業会計原則の変更を以って行うべきものとする。

以上

添付ファイル

<https://www.asb.or.jp/opinion/attach/>